

Ⅱ. 静岡市における里親委託と特別養子縁組の推進状況

《 推進状況のポイント 》

☆静岡市児童相談所が、長期的に寄り添った支援が必要となる里親支援について業務全般をNPO法人静岡市里親家庭支援センターへ委託し、緊密に連携して里親委託を推進している。

☆同法人では、「みんなで育てる」という社会的養護の理念に基づき、里親養育の経験が豊富な里親相談員が自身の体験を踏まえ身近なサポーターとして訪問支援をすることにより、里親ネットワークを支えている。

1. 静岡市における子どもへの相談支援の状況

静岡市は平成15年4月の旧静岡市と旧清水市との合併を経て、平成17年4月に政令指定都市に移行した。合併後も同市の人口は緩やかな減少傾向にあり、平成27年度からスタートした第3次総合計画¹では70万人の維持が目標に掲げられた。平成29年3月末現在の人口は707千人で、このうち児童数（18歳未満）は104千人である（住民基本台帳）。また、同じく27年度に策定された「静岡市子ども・子育て支援プラン」では、子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくりとして、平成31年度末までに里親委託率を50%以上（全国第一位の達成）とすることを目標にしている。

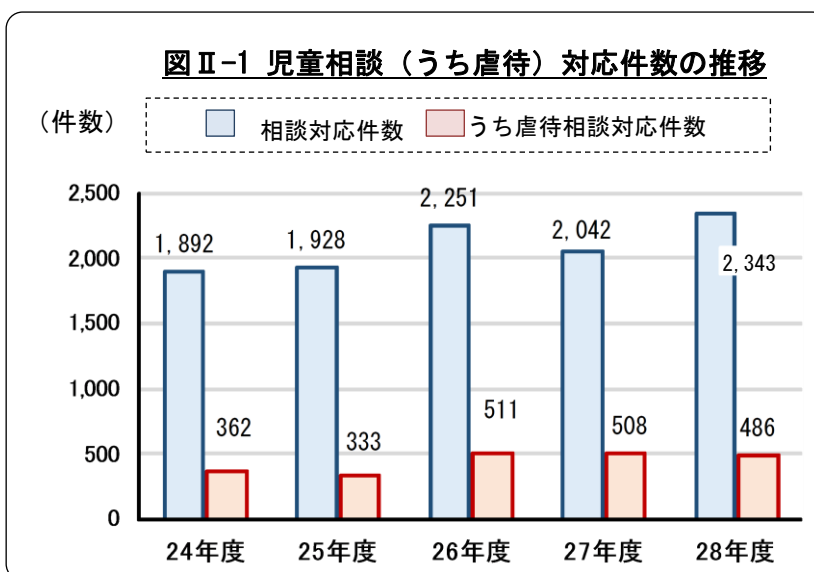
静岡市児童相談所（以下「市児相」という）が対応した児童相談件数は図Ⅱ-1のとおり増加傾向にあり、平成28年度は2,343件となり、このうち486件が虐待によるものである。



（児童相談所の外観）



（24時間365日受付
通報ダイヤルの案内）



¹ 平成27年度から8年間にわたる基本計画の中で重点プロジェクトなどを策定するとともに、人口目標を70万人（平成37年度）と設定した。

市児相は61人（非常勤・臨時職員を含む）の体制で、うち17人が児童福祉司として日々、警察、近隣者からの通告や保護者からの相談などに対応している。市児相の組織編成については一般職を含めた2～3年のジョブローテーションが行われており、現在は里親委託などに関する業務の専任者が配置されていないため、児童福祉司が担当ケースごとに里親支援機関（後述）と連携して取り組んでいる。

児童福祉司は児童の身柄保護や家庭から一時的に引き離す必要があると判断した場合などに児童相談所に設置されている一時保護所、あるいは里親や児童養護施設などに委託して一時保護を行っており、保護された児童数は表Ⅱ-1のとおり年間120～150人前後で推移している。

表Ⅱ-1 一時保護された児童数の推移（単位：人）

	一時保護所での保護	里親や施設等での保護	合計
平成23年度	119	25	144
24年度	101	49	150
25年度	86	35	121
26年度	96	28	124
27年度	106	37	143
28年度	115	39	154

一時保護された児童を年齢別にみると表Ⅱ-2-①のとおり11～15歳が68人（59.1%）と最も多く、4歳以下の乳幼児も9人（7.8%）となっていた。また、このうち虐待を理由として一時保護所に保護された児童については、支援の処遇を決定するまでに時間を要している。そのため、

表Ⅱ-2-②のように4週間～2か月未満の期間を一時保護所で過ごした児童が25人と最も多くなっており、2か月以上となった児童も13人あった。

表Ⅱ-2-① 保護児童の年齢分布（平成28年度）

保護児童数	0～4歳	5～10歳	11～15歳	16歳以上
115	9	30	68	8
(100.0)	(7.8)	(26.1)	(59.1)	(7.0)

（単位：人、%）

表Ⅱ-2-② 一時保護所での措置期間

うち虐待による保護児童	0～2週間	2～4週間	4週間～2か月	2か月以上
67	19	10	25	13
(100.0)	(28.4)	(14.9)	(37.3)	(19.4)

（単位：人、%）

さらに、平成28年度に一時保護所を退所した児童122人についての支援状況をみると表Ⅱ-3のとおり実親の家庭への復帰が67人（54.9%）、施設入所31人（25.4%）及び里親委託9人（7.4%）となっている。

表Ⅱ-3 一時保護した児童への支援状況

保護後の支援	帰宅	施設入所	里親委託	他機関移送	その他
122	67	31	9	5	10
(100.0)	(54.9)	(25.4)	(7.4)	(4.1)	(8.2)

（単位：人、%）

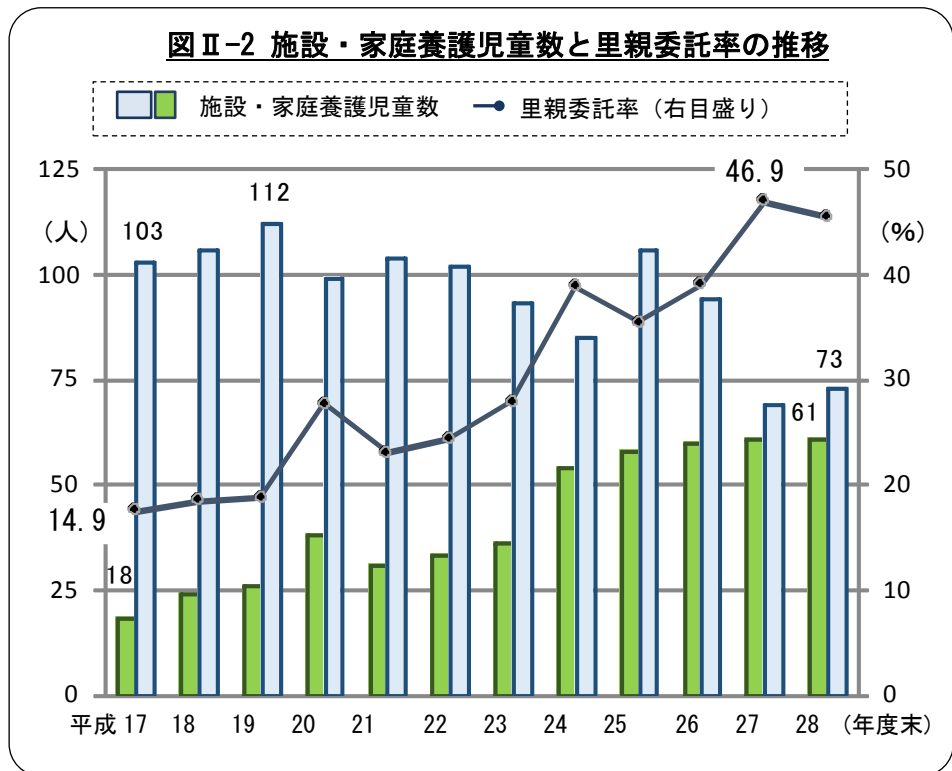
2. 里親委託率向上と特別養子縁組成立数増加のための取組

（1）社会的養護における里親委託・特別養子縁組の推進状況

静岡市の社会的養護を担う施設としては乳児院（定員20人）、児童養護施設（定員75

人) 各1か所の設置に留まっており、ファミリーホーム²もないことから市児相にとって里親委託の推進が課題とされてきた。このため、平成17年度及び19年度に専任の里親支援担当者(非常勤)を計2人配置したが、平成23年度以降は静岡市里親会が母体となって設立したNPO法人静岡市里親家庭支援センター(以下「支援センター」という)へ里親研修など里親支援業務の一部を委託した。市児相では、長期にわたり里親と児童に寄り添う必要のある里親支援業務については通常の職員ジョブローテーションと切り離れた支援体制が望ましいと捉えており、平成25年度から支援センターへ業務全般を委託し、同時に専任の担当者(非常勤)2人も支援センターへ転籍して、両者が緊密に連携して里親委託を推進してきた。

平成17年度からの里親委託の推進状況をみると、図Ⅱ-2のとおり施設養護を受ける児童数が平成19年度末の112人をピークとして減少しており、一方、家庭養護が61人へと増加している。里親委託率は平成17年度末の14.9%から



表Ⅱ-4 家庭・施設養護の推進状況と登録里親数の推移 (平成17~28年度末)

(平成)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
里親委託率	14.9	18.5	18.8	27.7	23.0	24.4	27.9	38.8	35.4	39.0	46.9	45.5
①家庭養護児童数	18	24	26	38	31	33	36	54	58	60	61	61
②施設養護児童数	103	106	112	99	104	102	93	85	106	94	69	73
登録里親数	82	80	83	88	69	70	76	81	83	82	81	86
委託里親数	18	22	27	35	33	30	33	40	44	44	45	49

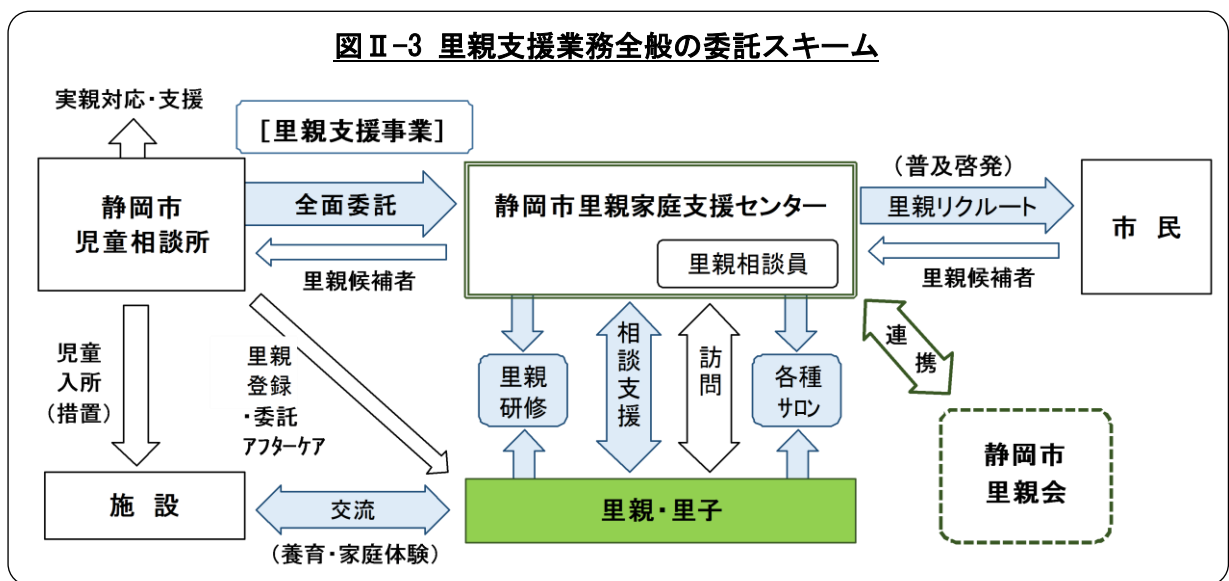
(※里親委託率は「①/(①+②)」で算出。登録里親数などは「福祉行政報告例」(厚生労働省)による。)

² 平成21年度から「小規模住居型児童養育事業」として実施されており、養育者の住居において補助者とともに定員5~6人の児童を養育する。

上昇し 27 年度末に全国第 1 位となる 46.9%に達した（平成 28 年度末は 45.5%）。

登録里親数は表 II-4 のとおりほぼ 70~80 世帯で推移しているが、うち委託里親数が平成 17 年度 18 世帯（登録里親の稼働率 22%）から 28 年度には 49 世帯（同 57%）へ増えている。なお、この間の特別養子縁組の成立数は累計 12 件となっている。

市児相では里親委託業務として、里親の認定・登録、児童とのマッチング業務、実親からの同意取得対応や家庭復帰のための支援、さらに委託後の問題発生時には児童心理司による児童への心理ケアなどを行っている。一方、里親委託に係る措置権を除く里親支援業務全般については、平成 25 年度から支援センターへ図 II-3 のとおり委託し、静岡市里親会を含めた三者が緊密に連携して推進することとした。支援センターが「みんな育てる」という社会的養護の理念に基づき支援しており、登録里親の全員が自発的に里親会に入会して孤立することなく里子の養育に取り組んでいる。



(アフターサービス推進室作成)

(2) 里親委託と特別養子縁組支援業務の推進について

支援センターは里親会を母体として設立され、市児相内に在って全面委託された里親支援事業の業務内容を①里親リクルート、②里親研修及び③相談・支援の 3つの分野として次ページの表 II-5 のとおり取り組んでいる。

NPO法人 静岡市里親家庭支援センターの概要と沿革

[組織]	□理事長: 眞子義秋 □常勤職員: 3人(事務局長、里親推進員、里親支援員) □所在地: 静岡市葵区堤町(静岡市児童相談所内)
[沿革]	平成17年4月 : 静岡県中部地区里親会から分離して静岡市里親会が発足 平成18年4月 : 里親会として里親促進事業推進員(現:里親相談員)を配置 5月 : 自主運営の里親サロンを開始 平成20年4月 : ちびっこサロン(乳幼児をもつ里親の交流会)の開始 平成22年10月 : NPO法人設立(眞子前里親会会長が理事長就任) 平成23年4月 : 静岡市より「里親制度普及促進事業」など一部を受託 平成25年4月 : 静岡市より里親委託に係る措置権を除き里親支援業務を全面受託

表Ⅱ-5 委託された里親支援事業の主な取組内容（平成 28 年度）

	事業名	取組	取組内容など
① 里親リクルート	普及促進	問い合わせ対応 相談面接 記念講演会 一日里親体験会 出前講座 里親相談会	里親制度の問い合わせ：63件 里親申請に関する相談面接：37件 演題「こどもと家庭の社会的課題を解決する」：参加者92人 施設入所児童との合同イベント：参加者大人44人・子ども16人 大学やライオンズクラブなどで17回実施：延べ参加者855人 里親に関心のある市民を対象に5回実施：参加者45人
		情報発信	HPの運営 紙媒体による マスメディア
② 里親研修	里親研修	親業スキルアップ研修	「コモンセンス・ペアレンティング」など 11講座・18回：延べ参加者300人 外部研修4回：参加者13人
		養育里親研修	初期面接における基礎研修の実施：延べ70人 認定前研修(講義6時間)：16人、乳児院(実習6時間)：12人など
		専門里親研修	専門里親の登録更新研修：6人
③ 相談・支援	里親委託支援	レスパイト・ケア	既存里親の対象児童26人を里親23組へ委託（延べ124日）
		ショートルフラン	施設入所の対象児童10人を里親10組へ委託（延べ174日）
		里親養育援助	養育中の里親13組・対象児童15人へ家事援助（延べ27日）
	訪問支援	里親相談員による訪問	10人配置の委嘱里親相談員による訪問相談・支援（延べ98件）
		センターによる新規支援	新規受託里親(延べ15組・児童18人)への訪問支援（延べ42件）
		センターによる訪問	推進員・支援員による相談・支援（151件）
相互交流	里親サロン	里親の交流と養育技術の向上のため6回開催：延べ参加者95人	
	ちびっこサロン	乳幼児をもつ里親の交流などのため7回開催：延べ参加者80人	
	合同サロン	キャンプ、クリスマス会など4回開催：延べ参加者180人	

ア 里親リクルート

静岡市では、里親の普及や里親リクルート活動の推進に当たっての参考情報を得るため、市民意識調査³ に里親制度に関する調査項目を盛り込んだ。その結果、市民が『里親』について「奉仕的」「福祉的」「親切」「世話好き」「裕福」といったイメージを抱いており、慈善的な福祉事業のように捉えていることが窺えた（詳細は、参考1：31ページ参照）。

(ア)里親候補者との面接

支援センターでは、奉仕活動や福祉事業といったイメージを抱いている里親候補者との相談面接では、里親制度が社会全体で養育する仕組みの一つとして、家庭再統合のため実親への復帰を目標として養育するなど社会的養護の考え方を説明している。

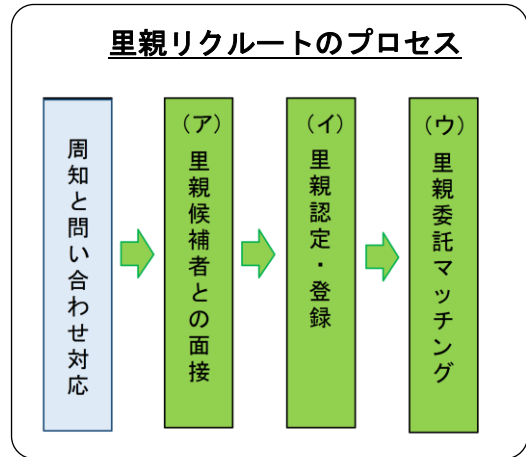
³ 平成 28 年度市民意識調査で、20 歳以上を対象とし有効回収数は 2,581 人（ほぼ男性 4 割・女性 6 割）。

さらに虐待による影響や障害のある子どもに寄り添っていく心構えの確認や登録までのプロセス案内をするうちに里親候補者は4分の1程度に絞られるという。

3回程度実施する相談面接の中で基礎研修などにより社会的養護について理解を深め、虐待の影響などについて学び意識の変化がみられた里親候補者には、里親・ちびっこサロンなどへの参加を案内して実際に養育の様子を見てもらっている。



(市児相内にある支援センターの事務所)



(イ) 里親認定・登録

支援センターでは、市児相が行う認定事務の補助業務を受託している。まず、相談面接と登録前研修の状況や家庭訪問などを通じて得られた里親候補者の人柄や生活環境などに基づき作成した「里親調査票」を提出し、市児相と協議をする。そして、認定・登録について市児相から付託された児童処遇審査部会に同席し、候補者に関する詳細な状況説明と質疑応答を行っている。

(ウ) 里親委託マッチング

市児相では、児童の生い立ちや児童心理司が見立てた現在の発達状況と予想される問題行動の現れなどに基づき委託候補の里親を慎重に絞り込んでいく。応募から一貫したサポートを通じ、登録里親たちの生活環境や人柄を熟知している支援センターからの情報を生かして、最も相応しい里親へのマッチングを行っている。

イ 里親研修

近年、子どもが生まれた家庭で暮らせなくなる要因が実親の経済的困窮に加えて乳幼児期のネグレクトなど複合的になり、心理的な影響を受けている児童や子どもに発達障害などの認められる割合が増えている。このため里親にとって里子を受け入れて育み、新たな愛着関係を築き上げることがとても難しくなっており、支援センターでは里親研修に力を入れている。

平成28年度は「親業スキルアップ研修」として11講座で18回実施し、延べ300人の里親の参加があった。さらに29年度は、里親からの要望を受け、テーマ別・受講対象者別に企画し、14講座25回にわたる研修会の開催に取り組んでいる(参考2:「親業スキルアップ研修会(平成29年度)」(32ページ))。

また、独自事業として、英国で開発された「フォスタリングチェンジ・プログラム⁴」

⁴ 英国で開発された「里親トレーニングプログラム」。週1回3時間のグループでのセッションを12回(約3か月)継続して行い、虐待の影響を配慮した子どもの理解と肯定的な接し方などの実践的なスキルを学ぶ。

を新たに導入しており、里親子関係の改善により里子の問題行動が減るなど、里親の養育の質の向上に大きな効果が得られている。

ウ 相談・支援

里親には一般的な育児負担に加え、里子との愛着関係の再構築に伴う心身の疲労が積み重なる。支援センターでは、里親と里子の関係が不調となり解除されるような事態になれば、双方にとってダメージがとても大きいことから、委託解除を防ぐため里親への訪問支援に力を入れている。

(ア)里親相談員の配置

支援センターでは、本人の適性或意向を踏まえて平成 29 年度は 11 人の里親を「里親相談員」として委嘱⁵し、配置する独自の体制を取っている。これらの里親相談員は里親養育の経験が豊富であることに加えて、毎年、相談員として必要な傾聴スキルに関する研修を受講しており、身近なサポーターとして里親を訪問支援している。

新規の里親委託の場合、支援センターの里親推進員・支援員が当初の 4 か月程度、委託直後のケアを行う。そして里子との生活安定が確認でき次第、里親相談員に引き継いでいる。里親相談員は 2 人ペアとなって里親委託ガイドライン⁶に基づき、担当里親へ定期的に訪問支援を行い、その都度、報告書を支援センターに提出している。単なる相談者に留まらず、市児相の児童心理司などとのパイプ役や長期にわたり子どもの育ちを見守ってくれる伴走者として、里親ネットワークを支えている。

(イ)各種サロンの開催による里親支援

里親サロンについては、平成 18 年 5 月から静岡市里親会が自主的運営を開始した。静岡市内 3 区（葵・清水・駿河区）で拠点となる里親がそれぞれ年 2 回ずつ自宅を会場として開催するもので、毎回 15～20 人の参加者がある。平成 20 年 4 月からは乳幼児を受託する里親を対象としてちびっこサロン、さらには合同サロンを開催するようになった。平成 23 年度以降は委託事業として開催しており、静岡市里親会の協力の下、里親子がともにリラックスして過ごせる交流の場となっている。

各種サロンの実施

里親サロン	市内3区にある里親宅を会場として、それぞれ年2回開催している。里親の交流とともに気軽に相談することにより悩みや不安などの軽減を図っている。未受託の里親や里親候補者も参加できる。
ちびっこサロン	市児相のプレイルームや公園などを会場として、里親の交流とともに乳幼児特有の養育に関する情報交換などを行う。平成28年度は7回開催されており、未受託の里親や里親候補者も参加できる。
合同サロン	里親サロンとちびっこサロンとの合同により、春のお花見、夏のキャンプクリスマス会、正月もちつき大会などを開催している。

⁵ 活動費として年 6 万円が支給されている。

⁶ 平成 23 年 3 月、厚生労働省が定めたガイドラインで平成 24 年 3 月改正版では、児童相談所や里親支援機関の担当者が委託後に適宜訪問し、里親と子どもの状況などを確認し相談支援を行うとして、「委託直後の 2 か月間は 2 週に 1 回程度、委託の 2 年後までは毎月ないし 2 か月に 1 回程度、その後は概ね年 2 回程度訪問する」と示されている。

(ウ) レスパイト・ケアなどによる養育中・未受託里親への支援

レスパイト・ケアは、里子を在宅で養育している里親が「一時的休息」をしてリフレッシュできるように一時的に養育を代替する支援サービスで、平成 28 年度は 26 人の児童を対象に延べ 124 日間実施された。支援センターでは、さらに未受託の里親が里親相談員からの養育サポートを受けながら短期間自宅に受け入れて子どもとの触れ合いを体感し、子どもがいる生活を経験できる機会としてレスパイト・ケアを活用している。また、ショートルフラン⁷ 制度についても未受託里親への機会づくりとしても活用し、積極的に取り組んできた。

支援センターでは、これまで未受託里親が子どもと触れ合う機会を多くもてるよう様々な取組を積み重ねており、平成 29 年度には独自事業として表Ⅱ-6 のようなフォローアップ研修を実施している。このような取組の結果、平成 28 年度末における登録里親 86 世帯のうち、これまでに短期間を含めた委託等の実績が全くない里親は 10 世帯⁸にとどまっている。

表Ⅱ-6 未受託里親へのフォローアップ研修（平成 29 年度）

	保育園 保育参加	児童養護施設 養育体験	乳児院保育 ボランティア	里親家庭 での実習	子どもと 遊ぼう会
内容	保育園での保育に参加し子どもと触れ合う	①午後の養育体験 ②遠足への付添い	①抱っこ・ふれあい ②授乳・食事	里親家庭で養育の実際を学ぶ	里子とレクリエーションや工作を楽しむ
日程	7～10月毎週土曜日 (9～13時) 1回1家族	①平日15:30～17:30 ②第3金曜9～15時	随時	随時	随時
場所	(民間)保育園	児童養護施設	乳児院	養育中の里親宅	市児相付近

エ 特別養子縁組支援業務の推進

近年、不妊治療に行き詰って「子どもが欲しいから」という理由で相談にくる里親候補者が増えている。支援センターでは特別養子縁組を前提とした里親候補者に対してもあくまで子どもの利益を最優先した上で、子どもにとって必要な場合に限り提供できるとの社会的養護の考え方を説明し、理解を得られた候補者には養育里親など同様の登録プロセスに臨むことを勧めている。

一方、地域の関係機関においては、予期しない、望まない妊娠時の選択肢としての特別養子縁組についての制度理解が進んでおらず、保健福祉センター、産婦人科病院や助産師会などとのネットワークづくりが課題として残されている。また、市児相では、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託に当たり、短期間の里親委託を活用している。産婦人科病院から新生児を養育経験の豊富な里親へ一時的に委託し、養子縁組を前提とする里親がその里親宅に通って指導を受けながら養育することとし、新生児養育につい

⁷ 実親からの同意を得た上で施設入所児童を短期間里親委託し家庭体験をさせるもの。「ルフラン」とは「繰り返す」という意味をもつ「リフレイン (refrain)」のフランス語。

⁸ 一時保護措置、レスパイト・ケア、ショートルフラン、特別養子縁組などにおける短期間の委託等を含め全く受託実績のない里親の世帯数。

ての規定の実習過程を終了し、新生児養育ができると市児相が許可した段階で自宅に引き取っている。

(3) 里親サロンに参加して

ア 里親サロンの様子

報告書の作成に当たり、里親サロンの実施状況を訪ねた。当日は会場となった里親宅の新築祝いも兼ねて50人を超える里親子が参加し、中学生ボランティアなどによる託児コーナーも用意されていた。参加者が多数であったことから、部屋ごとに新規登録里親・候補者、男性里親、ベテラン里親、特別養子縁組里親などに分かれて生活の近況を報告し、子どもを受け入れた際の夫婦の気持ちの変化や共通の悩みなどを分かち合いながら談笑した。その後、会場となった里親夫婦が手づくりした昼食を皆で囲んだが、子ども同士も顔なじみになり仲良くなるのが早いとのことで、大人に混じって屈託のない笑顔で過ごしていた。

里親サロンなどの各種サロンは大人の交流だけではなく、子どもたちが支え合える仲間としての関係を築き上げていく場ともなっている。



(里親サロンの様子)



イ 参加里親へのインタビュー

(ア) ベテラン里親（里親歴約30年）へ

どうして長年にわたり里親を続けることができたのですか？

人には皆、子どもを育もうとする力が備わっている。専門的な養育理論やスキルを学ぶことも必要だと思うが、自分の中に備わるその力を信じて養育里親に取り組んできた。

私が里子を受け入れるに当たって最初にするのは、その子の名前を表札に掲げることだ。里親だからといって何か特別なことをする訳ではなく、一緒に好きな食べ物をテーブルで囲み、テレビの前で笑い合ったり、一緒にお風呂に入り、川の字に寝たりなどと家族として当たり前の生活をしている。

里親だから大へんだなどと特に思ったことはない。

(イ) 特別養子縁組成立後の里親へ

里親登録をした経緯などを教えて下さい。
子どもに恵まれず不妊治療を続けたが、肉体的・精神的な負担が大きく消耗してしまった。ある時、不妊治療費助成金の申請のため市役所を訪れた時に、里親委託の事を持ち出したところ相談窓口として児童相談所の紹介を受けた。 登録後、短期の里親委託を経験したのち、特別養子縁組を前提とした新生児を受け入れることができた。
ご自身の経験の中から得られた気づきなどを教えて下さい
長い間不妊治療を続けていると心身ともに消耗して、自ら次の展開を見出していく余力がなくなってしまう。医師の立場も理解できるが、産婦人科病院が患者の状況を見立て、年齢なども総合的に勘案して、里親委託などの選択肢を示すことが必要だと思う。また、市の不妊治療費助成金の申請窓口でも同様に、判断するのは本人次第としながら選択肢として里親を検討できるよう参考情報・資料などを用意しておくことが望ましい。 今回の新生児里親委託に当たっては、産婦人科病院からベテラン里親に新生児を委託し、その里親宅に通って指導を受け、新生児養育に自信が芽生えたタイミングを見計らって引き取ることができた。その後も電話などでベテラン里親に相談に乗ってもらっており、私にとっては実家の母が二人いるようで心強い。ほかの里親仲間とも里親サロンなどの機会に子どもの育ちを分かち合ったり、使わなくなった衣類などを回してもらったりしており、「みんなで育てる」ということを実感できている。

3. 里親委託と特別養子縁組の推進に当たった課題

(1) 里親委託と特別養子縁組に関する情報不足解消のための体制整備

NPO法人静岡市里親家庭支援センターによると、市民の多くが里親委託について「子育てがしたい」、「子どもがほしい」大人のための制度といったイメージを抱いており、社会的養護の理念を理解する過程で違和感から里親になることをあきらめる人も多い。また、市民から、里親委託や特別養子縁組についてWEB検索しても公的な相談窓口として児童相談所にスムーズに辿り着けないといった声も良く耳にしており、産婦人科病院や助産師会とのネットワークづくりも課題となっているとのことである。

静岡市児童相談所と支援センターでは、講演会や出前講座の開催などを通じ市民への情報提供に努めているところであるが、国としても里親委託について中高生の教育課程に盛り込むなど、国民が社会的養護の理念や公的な相談窓口としての児童相談所の役割を適切に認識できるよう、合わせて検索エンジンで上位表示されるようにするなど工夫しながら情報提供に取り組んでいく必要があるとの意見があった。

(2) 親子関係再構築支援の体制整備と里親養育の質の向上

改正児童福祉法では、各関係機関が連携し、親子再統合のための支援など当該児童が実家庭で養育されるよう必要な措置を取ることとされている。また、新しい社会的養育ビジョンにおいても親子関係再構築の重要性について示され、里親には養育中の児童と実家族との面会交流を保障し、家庭復帰に向けての支援を行うことが求められるとしている。しかしながら、里親が実親へ直接、養育指導をする機会は極めて少なく、児童相談所が実親に対して児童の家庭引取りに向けた調整などを行っているのが現状である。

このような状況を受け、今後は乳児院や児童養護施設などが持っている専門的知識やノウハウを生かし、里親とともに親子再構築支援の役割を担えるよう体制を整備する必要があるとの意見があった。

また近年、社会的養護の対象となる児童のうち、虐待の影響による愛着障害や発達障害を抱えている割合が高くなっている中で、里親が障害のある児童を適切に養育できるよう、専門的な研修や実習・演習などを通して障害への理解を深めること、あるいは定期的に養育状況を評価して必要な指導を行っていくことなど里親養育の質の向上のための取組が求められるとの意見があった。

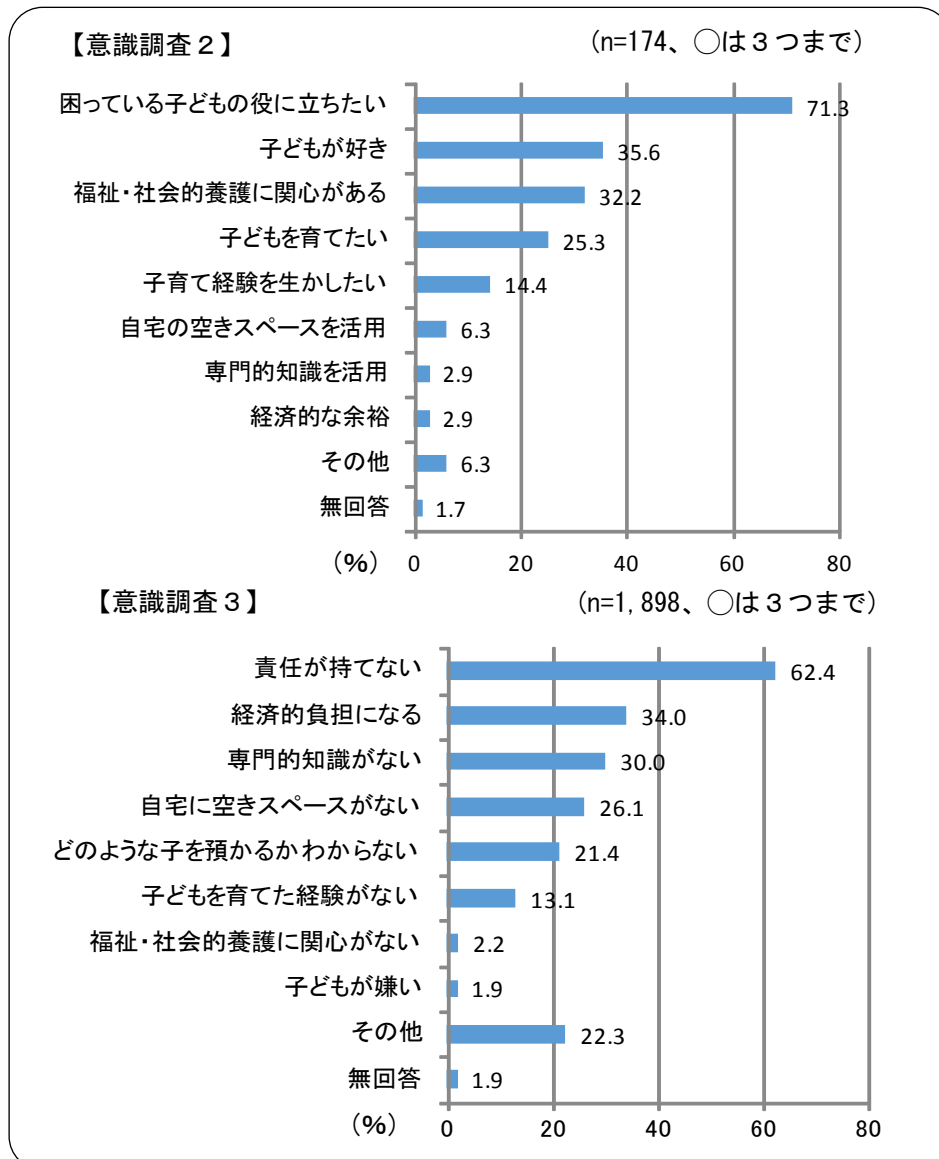
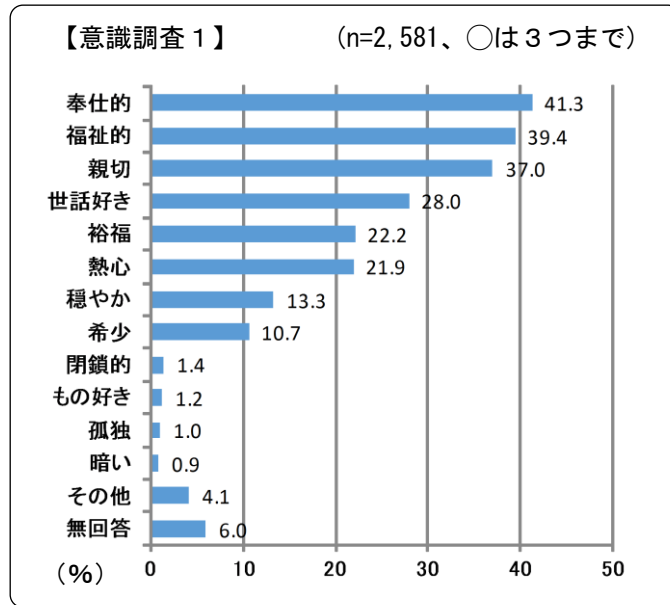
(3) 里親委託などに当たっての実親からの同意取得について

現行法は実親の親権を最大限に尊重しており、市児相では、児童の施設入所や里親委託の措置を行うに当たり、実親と連絡を取れる状況にあるなら必ず、事前に同意を取得している。しかしながら、施設入所には同意しても里親委託や特別養子縁組については同意できないとする実親が多く、子どもの権利と利益を最優先した措置の実行が難しくなっている。

については、実親の親権を制限して里親委託などの措置においても児童の立場を一層配慮できるよう、関連法の整備を行う必要があるとの意見があった。

[参考 1 : 市民意識調査の概要]

○市民が『里親』について抱いていたイメージは【意識調査 1】のとおりであった。
 ○里親登録してみたいと思う「思う」「ある程度思う」が 6.7%、「思わない」市民が 73.5%でその理由は【意識調査 2】【意識調査 3】のとおり。



[参考 2]

親業スキルアップ研修会の内容（平成 29 年度）

対象里親		研修テーマ
1	全里親	フォスタリングチェンジ・プログラムを学ぶ
2	同上	フォスタリングチェンジ・プログラム中間報告発表会
3	同上	保護者のための特別支援教育発表会
4	同上	子どもの権利、子どもの気持ち
5	同上	発達障害の理解
6	同上	元里子や施設出身者の自立体験談
7	同上	「真実告知」「特別な支援」など体験談とグループワーク
8	未受託里親	子どものいる暮らしシミュレーション(3回シリーズ)
9	未受託・3年未満	あそびの力で楽しい子育て(3回シリーズ)
10	乳児～小学生	いろんな凸凹があってもいいじゃない
11	幼児～小学生	コモンセンス・ペアレンティング(4回シリーズ)
12	乳児～小学生	ファミリーサポートセンター子育て支援講座(3回各5日間)
13	養子縁組に関心	養子縁組の手続き、体験談から考える
14	中学3年以上	就労支援セミナー(年4回)